建設労災補償共済制度の取扱要領

- 1 契約権者は、工事請負契約を締結した場合においては、公益財団法人建設業福祉共済団の建設 労災補償共済への「加入証明書」を、当該工事を受注した建設業者(以下「受注業者」という。) から提出させるものとする。ただし、当該年度においてすでに加入が確認されたものについては、 この限りではない。
- 2 前項の「加入証明書」の提出期限は、工事請負契約締結後7日以内とする。
- 3 相当の理由なくして建設労災補償共済制度又はその他の共済、保険制度に加入しないものについては、指名において考慮できるものとする。
- 4 建設労災補償共済制度に加入していない受注業者で、その他の共済、保険制度に加入している場合は、その加入を証する書面の写を提出し、それに代えることができるものとする。ただし、その他の共済、保険制度は、次の要件の全てを満たすものであることを、加入を証する書面の写しで確認できること。
 - (1) 業務災害と通勤災害の双方を対象とすること。
 - (2) 自社の直接の使用関係にある職員及び下請人の直接の使用関係にある職員(下請が数次に わたる場合は全て)を対象とすること。
 - (3) 死亡及び労災保険(法定)の障害等級1~7級までの全ての災害を対象とすること。
- 5 受理した加入証明書等は、下記の「建設労災補償共済等加入確認書」に貼付し処理するとともに、工事台帳備考欄に加入確認年月日を記入のうえ、当該工事の発注を所管する課等で別途一括保管するものとする。
- 6 本共済制度等についての趣旨徹底を図るため、現場説明又は入札等の機会に理解を高めることとする。

記

確認年月日		課長	補佐	係長	課僚	係
平成 年 月 日	確認欄					

建設労災補償共済等加入確認書

下記の工事についての建設労災補償共済等の加入を確認する。

工事名

契約額¥

契約年月日 平成 年 月 日

受 注 者

補償契約額

(加入証明書等貼付)